

II 教員・職員編

第1章 教 員

1. 種類と職務

(1) 種類

A. 必ず置かなければならない教員と置くことができる教員

学校教育法第58条第1項に「大学には学長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。」、第2項に「大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。」とあるので、短期大学の教員は、①必ず置かなければならない教員と、②置くことができる教員とに分けられる。

①の教員として、教授、助教授、助手がある。②の教員として、講師がある。したがって、講師は必ずしも置かなくてもよいことになるが、実際にはどの短期大学でも置かれているところである。

なお、教員の種類とは別であるが「名誉教授」がある。これは、学校教育法第68条の3に「大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、助教授又は講師として勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。」の規定があり、この規定は短期大学にも準用されるので、各短期大学でそれぞれ規程を定めて称号を授与することができることになっている。名誉教授の称号は、該当する教員に対して、定年等退職時に授与されるのが通例である。

B. 専任教員と兼任教員

短期大学設置基準第20条第1項に「教育上主要と認められる授業科目（以下「主要授業科目」という。）は、原則として専任の教授又は助教授が担当するものとし、主要授業科目以外の授業科目についてもなるべく専任の教授、助教授又は講師が担当するものとする。」、第2項に「演習、実験、実習又は実技については、なるべく助手に補助させるものとする。」という規定があり、主要授業科目の担当に関しては専任教員、兼任教員の区別がなされている。

専任教員とは当該短期大学での勤務を本務としている教員をいい、兼任教員とは他に本務をもつ教員をいう。兼任教員は一般に非常勤教員又は非常勤講師と呼ばれている。

C. 兼任教員

教員の区別には専任、兼任の他に兼担がある。兼担教員の定義は、「大学の設置等の認可申請書その他の書類の様式及び提出部数」（平成15年3月31日文部省告示第54号）の様式第3号の（注）4に規定されている。以下は、その引用である。

注4. 「専任・兼担・兼任の別」の欄については、当該大学の専任の教員が2以上の学部の学科、短

期大学の学科若しくは大学院の専攻にわたり授業を行う場合には、1の学科等に限り専任とし、その他は兼担とすること。なお、「専任」の場合にあっては、「専」を記入すること。

上記の規定に明らかなように、専任の教員が2つ以上の学科等にわたって授業を担当する場合には1つの学科等に限って「専任」の扱いとし、その他は「兼担」の扱いとなる。なお、短期大学の専任教員が併設の大学の授業を担当する場合は、大学の「兼任」教員として扱うことになる。

(2) 職務

A. 学校教育法の規定による教員等の組織

学校教育法第58条第3項から第9項によれば、第1項及び第2項で分類された教員等の職務は次のとおりである。

- ① 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- ② 副学長は、学長の職務を助ける。
- ③ 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- ④ 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- ⑤ 助教授は、教授の職務を助ける。
- ⑥ 助手は、教授及び助教授の職務を助ける。
- ⑦ 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

B. 授業科目の担当

学長、副学長を除く教員の職務内容は具体的に短期大学設置基準第20条第1項に「教育上主要と認められる授業科目（以下「主要授業科目」という。）は、原則として専任の教授又は助教授が担当するものとし、主要授業科目以外の授業科目についてもなるべく専任の教授、助教授又は講師が担当するものとする。」、第2項に「演習、実験、実習又は実技については、なるべく助手に補助させるものとする。」と規定している。

したがって、すべての授業科目の担当は、教員の主要な職務であるが、主要授業科目については原則として専任者が、それ以外の授業科目についてもなるべく専任者が担当することとなっているが、やむを得ない場合は兼担又は兼任者が担当することになる。

助手については、前記第2項に規定されているように、教授、助教授等の担当する演習、実験、実習又は実技を補助するのが主な職務ということになる。

C. 授業を担当しない教員の職務

短期大学設置基準第21条は「短期大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。」となっており、授業を担当しない教員というものがある。その職務について文部省大学学術局（現文部科学省高等教育局）による「大学設置基準の解説」によれ

ば「大学附属の研究施設の研究職員とか附属学校の長の職に教授、助教授等をあてる場合」とし、また、文部省大学学術局技術教育課（現文部科学省高等教育局大学課）による「短期大学設置基準一問一答」（「短期大学教育」第34号臨時増刊）でこれを受けて、「大学附属の研究所の研究職員、学生の厚生補導をもっぱら担当する教員、図書館長等が考えられる。」としている。

D. 学長の資格

短期大学設置基準第22条の2に、「学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。」とある。

学長の資格については、従来「大学設置審査基準要項細則」に示されていたが、同細則が廃止されたのに伴い、上記のように短期大学設置基準中に規定されることになった。

従来の細則には「学長は大学における教育、研究の経験者であることが望ましい」との文言があるように、学長は大学人が望まれていたが、短期大学設置基準の条文は、大学人のみならず企業人が学長となることを念頭に置いたものといえる。

E. 副学長の職務

教員の職務としてではないが、副学長の職務として文部次官通達に副学長の設置とその職務について述べているので引用する。

○国立学校設置法等の一部を改正する法律の施行について（昭和48年10月5日文大大第434号）

第1の③ 副学長の設置（学校教育法第58条の改正）

- (1) 大学に、その運営を円滑かつ適切に遂行するため、必要に応じ、学長の職務を助けることを任務とする副学長を置きうることとされた。
- (2) 副学長は、学長・教授等と異なりすべての大学に必ず置かなければならない職ではなく、大学の運営上の必要性を勘案し、各大学の判断に基づき置くことができるものであり、また、その数についても1人に限らず必要数置くことができるものである。
- (3) 副学長の職務は、「学長の職務を助ける」こととされているが（同条第4項）、その具体的な職務内容については各大学の学内規程等によって定められるところによる。

また、副学長はその職務の内容から学長・教授等とならぶ独立の職として置かれるものであり、原則として専任者をもって充てる職であるが、特別の事情のある場合には他の職にあるものを充てることもさしつかえない。（以下略）

したがって、具体的な職務内容については各大学の学内規程等によって定められることになる。

学校教育法の一部改正（平成17年7月15日法律 第83号）により平成19年4月1日より「助教授」が廃止され「准教授」に、「助手」をその職務により「助教」と「助手」に改められるので注意する必要がある。

2. 教員数

(1) 設置基準上の規定

短期大学設置基準第22条に「専任教員の数は、別表第1に定める数以上とする。」と規定されているが、兼任教員の数の規定はない。これは、主要科目について必要な専任教員が確保されれば、兼任教員については特に制限する必要はないという考えからである。しかし、このことは兼任教員の数や担当時間数を無制限に増やして良いというわけではない。教育課程編成上兼任教員の担当する授業時間の割合が多くなりすぎることは教育上好ましくないと考えられる。

また、短期大学設置基準附則第5項は、「昭和61年度から平成4年度までの間に期間（昭和61年度から平成11年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加する短期大学の専任教員数については、第22条の規定により算定し、当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは、当該増加することとなる専任教員数は、教育に支障のない限度において、兼任の教員をもって充てることができるものとする。」となっていて、いわゆる期間を付して入学定員を増加する場合には、第22条の専任教員数の規定充足数のままで、兼任教員数を増やすことによってまかなうことができるとしている。

「教育に支障のない限度」とは何かについては昭和59年9月7日大学設置審議会決定「期間を付して収容定員を増加する場合に関する取扱方針」の2の②の注に規定している。つまり、「設置基準の附則に規定する『教育に支障のない限度』の取扱いについては、当該増加することとなる専任教員数の全部又は一部について、兼任の教員をもって充てた場合において、期間を付して入学定員を増加しようとする学科・専攻（以下「学科等」という。）における兼任の教員全員の担当する授業時間の合計数が、当該学科等の全授業時間数のおおむね2分の1を超えないことになるものであるときは、原則として、教育に支障がないものと認めるものとする。また、小規模な学科等については、前記の兼任教員の担当する授業時間数の割合により、教育に支障がないと認められるかどうかを判定するにあたっては、弾力的に取扱うことができるものとする。」とある。

この取扱方針は、いわゆる臨時定員増の方針であるが、兼任教員数についてはかなり弾力的な取扱いになっていることがうかがえる。

いずれにしても、短期大学設置基準には兼任教員数についての明確な規定はないので、短期大学設置に必要な専任教員数が問題になる。専任教員数については短期大学設置基準第22条に規定があり、その具体的な数については別表第一のイとロの表に明示されている。

短期大学設置基準別表第一のイの表、備考及びロの表、備考は次のとおりである。

○短期大学設置基準別表第一（第22条関係）

イ 学科の種類に応じ定める教員数

学科の属する分野の区分	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数
文学関係	100人まで	5	4	101人～200人	7	6			
教育学・保育学関係	50人まで	6	4	51人～100人	8	6	101人～150人	10	8
法学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
経済学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
社会学・社会福祉学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
理学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
工学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
農学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
家政関係	100人まで	5	4	101人～200人	7	6			
美術関係	50人まで	5	3	51人～100人	7	4	101人～150人	8	5
音楽関係	50人まで	5	5	51人～100人	7	7	101人～150人	8	8
体育関係	50人まで	6	4	51人～100人	8	6	101人～150人	9	7
保健衛生学関係 (看護学関係)	100人まで	7	—	101人～150人	9	—			
保健衛生学関係 (看護学関係を除く。)	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			

備考

- この表に定める教員数は、教授、助教授又は講師の数を示し、その3割以上は教授とする（この表において同じ。）。
- この表の入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。
- 入学定員が、この表に定める数を超える場合には、文学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係及び家政関係にあっては、同一分野に属する学科が一学科の場合については100人につき1人を、同一

分野に属する学科を二以上置く場合については150人につき1人を増加するものとし、教育学・保育学関係、理学関係、工学関係、農学関係、美術関係、体育関係及び保健衛生学関係にあつては、同一分野に属する学科が一学科の場合については50人につき1人を、同一分野に属する学科を二以上置く場合については80人につき1人を増加するものとし、音楽関係にあつては、同一分野に属する学科が一学科の場合及び同一分野に属する学科を二以上置く場合については50人につき1人を、それぞれ増加するものとする。

- 4 第18条第2項の短期大学の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。以下この号において同じ。）にこの表に定める教員数の3割に相当する数を加えたものとする。
- 5 教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の教員数は、この表に定める教員数の3分の1以上とする。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学科等の教員数はこの表に定める教員数の3分の1以上とする（ロの表において同じ。）。
- 6 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る学生定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減することができる（ロの表において同じ。）。
- 7 看護に関する学科において第18条第1項に定める学科と同条第2項に定める学科とを併せ置く場合は、同条第1項に定める学科にあつては、入学定員が100人までの場合は2人を、100人を超える場合は3人を、同条第2項に定める学科にあつては、第4号により算定した教員数から3人を減することができる。
- 8 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学科については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数

入学定員	50人まで	150人まで	250人まで	400人まで	600人まで
教員数	2	3	4	5	6

備考

入学定員が600人を超える場合には、この表に定める教員数に、入学定員200人につき教員1人を加えるものとする。

(2) 通信教育の専任教員数

短期大学通信教育設置基準では、専任教員数について第9条で規定している。

○短期大学通信教育設置基準（昭和57年3月23日文部省令第3号）

（専任教員数）

第9条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第69条の2第6項に規定する通信による教育を行う学科（以下「通信教育学科」という。）における専任教員の数は、別表第1のとおりとする。

2 昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合においては、短期大学設置基準第22条の規定による専任教員の数に当該学科が行う通信教育に係る入学定員1,000人につき2人の専任教員を加えたものとする。ただし、当該加える専任教員の数が当該学科における同条の規定による専任教員の数の2割に満たない場合には、当該専任教員の数の2割の専任教員を加えたものとする。

3 短期大学は、短期大学設置基準第17条の科目等履修生を前2項の学科の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう前2項の規定による専任教員の数に相当数の専任教員を加えたものとする。

別表第一（第9条関係）

学科の属する分野の区分	一学科の入学定員 2,000人までの場 合の専任教員数	一学科の入学定員 3,000人までの場 合の専任教員数	一学科の入学定員 4,000人までの場 合の専任教員数
文学関係	8	10	12
教育学・保育学関係	8	10	12
法学関係	10	11	13
経済学関係	10	11	13
社会学・社会福祉学関係	10	11	13
理学関係	10	11	13
工学関係	10	11	13
家政関係	8	10	12
美術関係	8	10	12
音楽関係	8	10	12

備考

1 この表に定める入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。

2 この表に定める教員数は、教授、助教授又は講師の数を示し、その3割以上は教授とする。

3 入学定員がこの表に定める数を超える場合には、その超える入学定員に応じて、1,000人につき教員2人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

4 修業年限3年の短期大学（短期大学設置基準第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学を除く。）の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。）にこの表に定める教員数の3割に相当す

る数を加えたものとする。

- 5 学科又は専攻課程を二以上置く場合にあっては、共通する授業科目を勘案して、それぞれ相当数の教員数を減ずるものとする。
- 6 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難い場合は別に定める。

3. 資格

(1) 教員資格規定の成立

短期大学は昭和25年に発足した大学であり、長い間いわゆる4年制大学の枠の中で暫定的な位置に置かれてきた後、昭和39年に制度上も恒久化（学校教育法の一部を改正する法律昭和39年法律第110号）をみることとなり、さらに昭和50年「短期大学設置基準」（昭和50年4月28日文部省令第21号）の制定によって従来からの暫定的な“設置基準”からようやく脱皮し、今日の短期大学のよりどころが定まったといえる。

このような歴史的経過から、短期大学の「教員資格」については、従来、昭和24年に出された大学設置審議会決定の基準によってきたが、昭和50年に上記の新しい短期大学設置基準によって4年制大学の教員資格とは一線を画することとなった。すなわち、短期大学の特性として、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する。」（学校教育法第69条の2）ことが主な目的であることに適合するような教員資格が整えられたといえよう。

さて、短期大学の教員とは、前述のように、教育及び研究の両面における直接の担当者をいうのであって、教授、助教授、講師及び助手の総称である。

(2) 教員の種類別資格規定

○短期大学設置基準

（教授の資格）

第23条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 1 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 2 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 3 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 4 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀でていと認められる者
- 5 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、助教授又は専任の講師の経歴（外

国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

- 6 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者
- 7 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(助教授の資格)

第24条 助教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 1 前条各号のいずれかに該当する者
- 2 大学又は高等専門学校において助手又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 3 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 4 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第25条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 第23条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者
- 2 特定の分野について短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助手の資格)

第26条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 2 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(3) 資格審査

高等教育機関の役割としては、研究機能だけでなく教育機能を有していることが挙げられる。しかし、我が国の大学、短期大学等においては、伝統的に教育機能よりも研究機能が重視される傾向にあり、その教員に対する評価についても、研究業績を中心として行われてきた。しかし、高等教育のユニバーサル化が進み、入学者の学力や価値観が多様化する中、大学、短期大学の教員の教育能力の向上が、今まで以上に求められてきている。

平成12年11月に出された大学審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」の中でも、ファカルティ・ディベロップメントの推進により、教員の教育能力を向上の必要性を指摘するとともに、「大学設置基準等における教員の資格については、教育能力や実践的能力を従来以上に重視する方向で見直す必要がある。大学設置基準等の運用についても、同様の方向で見直すことが必要である。」と述べている。また、各大学、短期大学等における教員の採用選考に

際しても、「教員が作成した教科書、教材等、授業科目に関するシラバス案、あるいは模擬授業などにより、対象となる教員の職務内容に応じて、教育能力や実践的能力を具体的に評価することが必要である。」と指摘している。

この答申を受け、平成13年3月、短期大学設置基準が改正された。教員の資格については、従来の「教育研究上の能力があると認められる者」との表現が、上記のように「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」に改められ、教育能力重視の方針が明確化された。

短期大学の設置等の認可申請に当たって、認可申請書とともに提出することが求められている「教育研究業績書」は、「著書、学術論文等」、「職務上の実績に関する事項」の他、「教育方法の実践例」「作成した教科書・教材」「当該教員の教育上の能力に関する大学等の評価」等に関する事項を記入する欄が設けられており、こうしたことから、審査に当たっては、教育上の能力を重視されていることをうかがい知ることができる。

(4) 教員の年齢制限

従来、教員の年齢制限については、「大学設置審査基準要項細則」に設置基準上の必要専任教員としてカウントできる年齢の上限を定めていた。

しかし、平成15年3月に短期大学設置基準が改正されたのに伴い、同細則そのものが廃止となったため、上記の年齢制限は撤廃された。ただし、新短期大学設置基準には、年齢構成について、教育研究活動の維持向上及びその活性化の観点から、「特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする」(第20条第3項)との規定が新たに盛り込まれた。

4. 勤務と研究

(1) 勤務

私立学校に勤務する教員は、それぞれの学校法人の定めた就業規則にしたがって勤務することになる。専任教員の中には、短期大学設置基準第21条(授業を担当しない教員)にも明記されているように、いわゆる役職(学長等)についたり、附属施設に勤務したりする場合もあるが、大部分の教員は、短期大学に勤務して学生の教育・指導や研究に従事している。

講師以上の専任教員に対しては、1週間の担当授業時間数を、いわゆる専任担当時間数として、その出勤すべき日数とあわせて、それぞれの大学において規定している例が多い。短期大学によってその規定の内容はさまざまであるが、1週間5コマから6コマと規定している大学が多いようである。また、それらに定められたコマ数は、講義科目、演習科目及び実験・実習・実技科目と大別して、それぞれ別々に時間数を定めている場合もある。

なお、専任教員については、出勤すべき日数についても規定されている例が多く1週間に4日か

ら5日が一般的であるが、各大学がそれぞれ独自に定めている。

教員の職務としては、この他にもクラス担任等としての学生指導の任務があり、これには、教務的履修指導、厚生面を主とした生活指導、就職などの進路指導などがあり、非常に多岐にわたっていて重要な仕事である。

短期大学によっては、全専任教員がいずれかの課外活動団体（各種クラブ等）の顧問として指導を行うよう規定している例もある。

また、教員は上記のほか、教授会及び各種会議への出席も重要な任務である。多くの短期大学では、全専任教員が教授会傘下の各種委員会のいずれかに所属することで短期大学運営の一翼を担っているというのが実情である。

研究活動、教育活動、ともに短期大学教員として重要な職務であるが、とりわけ教育活動は、学生が質的にも多様化しつつある現状を考えると、その重要性は、いっそう高まってきていると言える。

兼任教員については、特にその勤務を規定した法令はないが、それぞれの短期大学において、兼任教員の担当時間数、勤務日数の上限、給与等を定める規程を設けているところが多い。一般に兼任教員はある特定の分野の授業科目を担当するだけであるので、その時間数は少ないのが普通であり、勤務の内容もおおむね教育の分野に限られている。

なお、勤務と関係の深い定年については、各短期大学が独自に定年に関する規程を定めているが、おおむね65歳～70歳の範囲である。

人間の活動は必ずしも暦年に従うものではないが、肉体的又は頭脳的状况に応じて、適切な定年制と個人差又は必要度等を考慮しての特別措置も明確にしておく必要がある。

また、定年を高く定めておくと人件費の増大を招き経営面での支障もでるおそれがある。そこで定年は低く押さえ、健康と必要度等を考慮して再雇用するという方法も考えられる。

(2) 研究

学校教育法第58条に示されているように、教員は職務として学生の教育と合わせて研究に従事すべきことは明らかである。

各教員の研究領域により、短期大学の研究室等で設備されている機器等を使用しなければ研究が遂行できない場合と、短期大学外においても研究が可能な場合、あるいは、短期大学外で研究をしなければならない場合等さまざまな態様が考えられる。これらの日常の研究活動については、各短期大学において独自の制度を定めて実施しているのが一般的である。そして研究を遂行するための経費についても予算措置を講じているところが多い。

教員の研究に対しては、国の補助金の助成対象にもなっており、また、地方公共団体、私学研修福祉会等さまざまな団体からの独自の研究助成策がとられている。

教員個人を対象にした研究費に関する事務（申請、報告、経理処理等）に関しては、教務部（課）その他の学内事務局が取り扱う場合が多いので、教員との連絡を十分にとる必要がある。

一方、国内外の短期大学又は研究機関などへの、勤務している短期大学を一定期間離れた研究も行われている。その形式も、短期大学（法人理事長、学長）の命令によるもの、本人の申請により許可されたもの等があり、その期間も1年又はそれ以上から、6か月、3か月、1か月等さまざまであり、経費も受入れ側によっても異なっている。これら学外研修についても規程を定めておくことが望まれる。特に長期間の学外研修の場合には、その間の授業体制・研修後の一定期間の勤務の義務制など明確にしておく必要がある。また、経費に関しては助成の対象となることは前述のとおりである。

なお、研修に関しては私学研修福祉会を窓口とする次に示すような各種研修がある。

① 海外研修 私立大学等経常費補助金特別補助（海外研修派遣）として実施されており、具体的な処理については日本私立学校振興・共済事業団より学校法人あて連絡がある。

② 国内研修 専任者で在職2年以上の者が対象であり、国内の大学（国公私立大学）又は研究所等の機関で、研修期間は3か月から1年である。

③ 在校研修 専任者で在職2年以上の者（個人研修又は共同研修）又は設置認可後3年以上の学校（機関）で研修期間は1年以内である。

④ 研修成果刊行 専任者で在職2年以上の者が対象である。

②、③及び④については理事長、学長の推薦を受け、申込書を私学研修福祉会に提出し、審査の上決定されることになっている。

(3) FD（ファカルティ・ディベロップメント）

平成10年の大学審議会の答申では、「各大学は個々の教員の教育内容・方法の改善のため、全学的にあるいは学部・学科全体で、それぞれ大学等の理念・目標や教育内容・方法について組織的な研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント）の実施に努めるものとする旨を大学設置基準において明確にすることが必要である。」と述べており、これを受けて、平成12年10月、短期大学設置基準が改正された。

こうした事情を踏まえ、近年、多くの大学・短期大学で、学生による授業評価あるいは公開授業等、より効果的な「教授法」を開発してゆくための組織的な取り組みが行われている。

第2章 職員

1. 種類と職務

(1) 種類と職務

A. 必ず置かなければならない職員と置くことができる職員

教員の場合と同様に、学校教育法第58条第1項及び第2項によれば、学長、教員を除く職員については、①必ず置かなければならない事務職員と②置くことができる技術職員及びその他の必要な職員に分けられる。

したがって、職員は職種上、事務職員、技術職員及びその他の必要な職員の3種に区分することができる。

B. 事務職員の職務組織

学校教育法の規定に基づく3種の職員のうち、事務職員については短期大学設置基準第29条第3項、第34条及び第35条の規定によって職務上次の3種に分けられる。

- ① 図書館の専任職員（専門職員を含む。）（第29条第3項）
- ② 事務処理のための組織（事務局等）の専任職員（第34条）
- ③ 学生の厚生補導を行うための組織（学生部等）の専任職員（第35条）

教員の場合と異なり、すべて専任の職員となっている。参考のため上記設置基準の条文を掲げると次のとおりである。

○短期大学設置基準

（図書等の資料及び図書館）

第29条3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

（事務組織）

第34条 短期大学には、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

（厚生補導の組織）

第35条 短期大学には、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

第29条第3項の専門的職員とは、司書のような専門的資格を有する職員のことをいう。第34条関係の事務組織としては、教務部（課）、学務部（課）のような名称の組織が多い。また、第35条関係の組織としては、学生部（課）、就職部（課）と学生補導部（課）などの名称が多いようである。

C. 技術職員, その他の必要な職員

前述の「大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数」の様式第2号「大学等の概要を記載した書類」の「教員以外の職員の概要」欄が事務職員, 技術職員, 図書館専門職員, その他の職員となっている。記載事項の(注)3に『『図書館専門職員』とは, 図書館の機能を十分発揮させるために必要な専門的職員その他の職員をいい, 『その他の職員』とは, 守衛, 自動車運転手, 作業員等の技能労務職員をいう。』となっている。

D. 職務の系統による分類

毎年文部科学省から各短期大学に依頼される「学校基本調査」の「学生教職員等状況票」の裏面の「記入上の注意」の6の職員数という項目に職員が職務の系統によって分類されており, その具体的内容がかなり明確になるので次に示す。

○「学校基本調査」の「学生教職員等状況票」の裏面の「記入上の注意」

事務系 庶務, 会計, 人事等の事務に従事している者をいい, 学部, 研究室等に勤務していても事務に従事している者は, この欄に記入する。図書職員で司書の職務に従事している者も含める。

技術技能系 技術, 技能に関する職務に従事している者(機器の運転操作及びこれらに準ずる業務に従事している者で建築技術者, 電気技術者, 自動車運転手, 工員, 電話交換手等)の数を記入する。なお, 国立学校で海事職俸給表の適用を受けている者はこの欄に記入する。

医療系 学生の健康管理の業務に従事している医師(教員は除く), 看護師, 准看護師, 助産師, 薬剤師, 栄養士並びに附属病院等に勤務する前記の職務に従事する者及びマッサージ, はり, あん摩, 診療放射線技師, 歯科衛生士, 歯科技工士等の数を記入する。なお, 国立では医療職俸給表(二)・(三)の適用を受けている者が該当する。

教務系 学生の実験, 実習, 実技若しくは演習の指導をしている者などで, 教員でない者の数を記入する。したがって, 実際の職務内容は助手又はこれに準ずる者で, 助手として発令されていない者の数を記入する。(国立では教育職俸給表(一)の適用を受けている教務職員の数を記入し, 行政職俸給表の適用を受けている者は, 「技術技能系」欄に記入する。)なお, 教務課などで事務に従事している者は, 「事務系」欄に記入する。

その他 前記以外のもので, 守衛, 巡視, 用務員, 労務作業員, 調理師等の業務に従事している者等の数を記入する。

〔医療系のうち(再掲)〕

看護師 この欄は, 「医療系」に記入された者のうち, 看護師又は准看護師の免許を有し, かつ, 看護師としての職務に従事している者の数を, 「学生の健康管理」に従事する看護師と, 「附属病院」(短期大学には該当がない。)に勤務する看護師とに分けて記入する。

学生の健康管理 学生診療所等に勤務する看護師の数を記入する。

附 属 病 院 附属病院（国立大学の附置研究所に設置されている病院を含む。）に勤務する看護師の数を記入する。

以上の引用によれば、いわゆる教務部（課）の職員は「事務系」であり、「教務系」ではないことに注意する必要がある。

E. 「私立大学等経常費補助金配分基準」による分類

日本私立学校振興・共済事業団発行の表題の手引書の「補助金算定の基礎となる専任職員の認定基準（平成16年度）」に職務内容による分類があるので引用する。

○補助金算定の基礎となる専任職員の認定基準（平成16年度）

Ⅲ 勤務関係

当該学校法人本部又は私立大学等に所属している者で、次の各号のすべてに該当する者であること

- (1) 当該私立大学等に係る職務に従事している者であること
- (2) 職務内容が主として下記の範囲に属している者であること

記

1. 事 務

- (1) 庶務, 会計等の事務に従事している者（教室, 研究室等で事務系の事務に従事している者を含む）
- (2) 図書館で, 司書・司書補のように司書的事務に従事している者
- (3) 建築技師, 電気技師等で, 技術に関する企画, 管理的事務に従事している者
- (4) 授業時間割表の編成, 学籍簿, 成績簿の作成, 管理等の教務関係事務に従事している者

2. 教 務

- (1) 学生の実験, 実習, 実技, 演習等を直接担当し, 又は補助する業務に従事している者
- (2) 教室, 研究室等における資料の整理, 実験の補助等教育研究の補助的事務に従事している者

3. 厚 生 補 導

- (1) 学生のオリエンテーション, 課外教育, 適応相談, 奨学, 援護, 厚生福祉, 保健, 職業指導, 学寮又は学生会館の運営その他学生の厚生補導の事務に従事している者
- (2) 学生の健康管理に従事している医師, 看護師等

4. 技 術 ・ 技 能

- (1) 建築技師, 電気技師, 自動車運転手, ボイラーマン, 工員, 電話交換手等の機器の運転操作及びこれらに準ずる業務に従事している者
- (2) コンピュータのシステムエンジニアリング又はプログラミングに従事している者

以上の分類によっても、教務部（課）の職員は、「1. 事務」の(4)に該当することになり、「2.

教務」の(1)と(2)には該当しないことになる。この分類によっても技術と技能は分けられないので「技術職員」だけを分離することは困難である。このことより、各種申請・調査書類の提出の際は関係当局に問い合わせをすることになるのであろう。

(2) 専任職員の人数

職員の数については、学校教育法、短期大学設置基準には規定がなく、参考例としては、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」（昭和50年3月24日文部省告示第32号）がある。これは、経営に必要な経常経費の算出に適用する数字であるが、それによると、専任職員数は短期大学設置基準に定める専任教員数の5分の3という表記がみられる。

2. 勤務と研修

(1) 勤務

職員についても、前述の教員と同様、各学校法人の就業規則に従って勤務しなければならないことは勿論である。

教務関係部局の職員についても、他の事務局関係部局の職員と勤務に関しての著しい相違はないが、その事務の性質上、学年（学期）始めや学年（学期）末には、学生の履修指導、学内試験関係の事務が増加する時期であり、繁忙期となる。これに対して、学生の休業中は比較的業務量は減少する。このように年間の業務量は時期により一定ではないので、比較的業務量の少ない時期に繁忙期のための準備等をしておくように配慮することが必要である。

直接学生と接触する担当者は、学生の履修等に関して重要な役割を演じており、その事務内容を十分理解しておくことが肝要であり、学生との対応が少なくなる休業期間に学生に関する基本的な資料を整備するなどしておくことが、その後の学生の指導を円滑にするために有効である。

教員との連絡等についても、その結果が学生の教育に影響を及ぼすことになる場合もあるので、これらの人間関係を良好に保つ必要がある。特に、授業実施の状況を把握しておくことは重要であり、このためには次のような事項を整理して置くことが必要である。

- ① 休講の際の願又は届の提出及び補講の確認
- ② 他大学等への出講など学外業務についての確認
- ③ 学会出席、調査等のための出張又は旅行

なお、以上の事項については、出退勤管理という面からも庶務課等と連携の上、事前に願又は届を提出し、許可又は承認するという形式をとるようになるのがよいと考えられる。

(2) 研修

教務関係事務の効率化等に関してはたえず各人が自己研修すべきであるが、これらの問題に関し

て、私学研修福祉会主催、日本私立短期大学協会実施の“教務担当者研修会”その他学外の諸団体で催される研修会等に進んで出席し、向上を図ることが必要である。このためには、不在の場合の事務処理など課内における連携を密にしておくことが必要であり、また、短期大学においても、これら研修会参加のための経費等について予め予算措置を講じておくなどのことが望まれる。

また、研修に関しては、前述の教員の場合と同様に私学研修福祉会による研修員の募集が実施されている。内容等は教員についてのものと同様である。

(3) SD（スタッフ・ディベロップメント）

大学運営を組織的に行うために教員と事務職員の機能分担と連携協力が不可欠であり、教員組織がFDに積極的に取り組んでいる中、事務職員の資質開発、すなわちSD（スタッフ・ディベロップメント）の重要性も指摘されるようになった。

事務職員は、アドミニストレーター（大学行政管理職員）として、大学の運営に係る意思決定過程に積極的に参加し得る能力が、いっそう求められている。

第3章 教授会等

1. 教授会

短期大学には、学校運営上の重要事項を審議するために、教授会を置かなければならないことになっており（学校教育法第59条第1項）、教授会は学長及び専任教授をもって組織されるが、助教授その他の職員を加えることができるようになっている（同条第2項）。

教授会の構成に関しては、審議事項によって異なる場合も考えられるが、これらの点に関しては、予め規程を定めておく必要がある。

○学校教育法

第59条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

② 教授会の組織には、助教授その他の職員を加えることができる。

教授会の運営については、前述の構成のほか、教授会の招集、定足数、議長、審議事項、議決などについての規程を整備しておく必要がある。これらのうち、学則に規定するもの及び教授会規程として整備するものに分けておくのが適当であろう。一般に、学則では、教授会の設置、その構成及び審議する事項等を規定し、その他は教授会規程として整備しているのが通例のようである。

教授会の事務を取り扱う部署は、一般に教務部（課）であることが多く、この場合、会場の準備、資料の作成及び配布、議事録の作成及び保管等を行うことが必要である。このため、教授会の開催に当たっては、教務部（課）長又は担当責任者は文書等をもって、教授会の開催日時、場所、議題等を教授会構成員に通知し、出席者の確認をする必要がある。

教務部（課）長が教授会の構成員でない場合でも、教授会に出席することが教授会の意向を理解することになり、円滑な学校運営に有効であると考えられる。

教授会を公開とするか否かは教授会が自主的に決すべき事項であって、審議事項によって非公開とする場合がある。

教授会は、民主的な審議機関として大学等の教育研究活動及び管理運営に関して重要な役割を果たしてきた。しかし一方では、教授会そのものが、その「自治」の名の下に、急速な社会の変化に対応した改革の推進にとって障害となっている、との指摘もある。社会の変化に迅速に対応し、その社会的責務を果たしてゆくためにも、大学、短期大学等における意思決定に際しての教授会のあり方、役割を再検討することが望まれる。

2. 代議員会等

こうした事情を背景として、平成7年9月18日、大学審議会答申「大学運営の円滑化」が出され、これを受けて、学校教育法施行規則第66条の教授会に関する条文を改正し（平成7年12月26日文科省令第26号）、教授会運営の一層の充実を図るため、教授会は代議員会等を置くことができ、代議員会等の決議をもって教授会の議決とすることができることを、制度上明らかにした。

教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうち一部の者をもって構成される代議員会等（代議員会、専門委員会等）を置くことができ、また、この代議員会等の議決を持って、教授会の議決とすることができるようになった。ただし、教授会に代えて代議員会等を設けることはできず、代議員会を設置した場合でも、代議員会にかかわる事項は学内規程等において明確にしておくことが必要であり、代議員会の審議事項についても教授会が最終的な権限と責任を有しているのである。

○学校教育法施行規則

第66条の2 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

② 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって教授会の議決とすることができる。

3. 各種委員会

教授会には、各種委員会を設けることが多い。委員会には常設、臨時及び特別委員会等がある。委員会の性格として、教授会の議題に関し予め審議検討するものと、教授会より権限を委譲され、その決定事項等を執行するものがあるが、いずれの場合も、目的、審議事項及び運営等についての規程を作成して置く必要がある。

各種委員会の事務を所管する部署は、各短期大学によってさまざまであるが、教務部（課）に係すると思われるものには教務委員会等がある。教務委員会は、普通教務部（課）長と教授会代表委員とで構成されるが、さらに教務事務職員が加わる場合もある。

教務委員会の取り扱う事項は、およそ次のような事項が考えられる。

- ① 学科に関する事項
- ② 教育課程に関する事項
- ③ 試験に関する事項
- ④ 学籍の異動に関する事項
- ⑤ その他

その他の委員会としては、次のようなものが設けられている。

- ① 入学者選抜委員会（入試委員会）
- ② 教職課程委員会（及びその他資格取得に関する委員会）

- ③ 海外交流委員会
- ④ 広報委員会
- ⑤ 学生委員会
- ⑥ 保健委員会
- ⑦ 紀要・論集編集委員会
- ⑧ 教員資格審査委員会（人事委員会）
- ⑨ 自己点検評価委員会
- ⑩ その他（予算委員会, 図書委員会, 視聴覚教育委員会等）